

瀬戸内海国立公園公式 Facebook 運用方針

1. 目的

本方針は、瀬戸内海国立公園公式 Facebook ([https:// www.facebook.com/setonaikai.np.0316/](https://www.facebook.com/setonaikai.np.0316/)) (以下、「公式 FB」という。)のアカウントの運用に関する事項について定めます。

2. 基本方針

公式 FB は、瀬戸内海国立公園の雄大な自然景観や動植物、文化、人々の暮らし、食、行事等の様子を発信することを通じ、瀬戸内海国立公園の魅力を発信することを目的とします。

公式 FB は、専ら情報発信を行うものとし、原則として返信等を行いません。意見・問い合わせについては、MOE-SHIKOKU@env.go.jpにおいて受け付けます。また、Facebook でのイベント参加についての問合せ等は、メッセージャーを使って個別にやりとりを行います。

3. 運用方法

公式 FB は、環境省中国四国地方環境事務所四国事務所(以下、「当所」という。)が運用します。公式 FB では次の情報等を発信することとします。

- ・瀬戸内海国立公園の魅力を伝える記事、写真及びイベント情報並びにこれに付随する情報

4. 免責事項

- ・公式 FB の掲載情報の正確性については万全を期しておりますが、当所は FB ユーザーが公式 FB の情報を用いて行う一切の行為について何ら責任を負うものではありません。
- ・当所は、FB ユーザーにより投稿された公式 FB に対する「シェア」、「コメント」等につきまして一切責任を負いません。
- ・当所は、公式 FB に関連して、FB ユーザー間又は FB ユーザーと第三者間でトラブルや紛争が発生した場合であっても、一切責任を負いません。
- ・コメント等の投稿にかかる著作権等は、当該投稿を行った FB ユーザー本人に帰属しますが、投稿されたことをもって、FB ユーザーは当所に対し、投稿コンテンツを全世界において無償で非独占的に使用する権利を許諾したものと、かつ当所に対して著作権等を行使しないことに同意したものとします。

5. 利用者による書き込みの削除等

以下の各項に該当する場合、予告なく削除又はアカウントのブロック等を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。

- ・法律、法令等に違反する内容、または違反するおそれがあるもの
- ・特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- ・政治、宗教活動を目的とするもの
- ・著作権、商標権、肖像権等の当省または第三者の知的所有権を侵害するもの
- ・広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- ・人種・思想・信条等の差別または差別を助長させるもの

- ・公の秩序または善良の風俗に反するもの
- ・虚偽や事実と異なる内容及び単なる風評や風評を助長させるもの
- ・本人の承諾なく個人情報特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
- ・他のFBユーザー、第三者等になりすますもの
- ・有害なプログラム等
- ・わいせつな表現等を含む不適切なもの
- ・当所の発信する内容の一部又は全部を改変するもの
- ・当所の発信する内容に関係ないもの
- ・その他、当所が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むリンク等
- ・Facebook 利用規約に反するもの

6. 著作権について

公式FBの内容について、転載等を行う場合は、別紙に定める方法により、必ず出典を明示してください。

7. 運用方針の周知・変更等

本方針の内容は環境省ホームページ上に掲載します。また、本方針は必要に応じて事前に告知なく変更するものとします。

8. 管理者について

公式FBは、当所が管理します。

平成30年11月12日 施行

(別紙)

著作権について

公式 FB で公開している情報(以下「コンテンツ」といいます。)は、以下の(1)及び(2)に従って、転載、複製、公衆送信、翻訳・変形等の翻案等、自由に利用できます。商用利用も可能です。コンテンツ利用に当たっては、本利用ルールに同意したものとみなします。

(1) 出典の記載について

ア. コンテンツを利用する際は出典を記載してください。出典の記載方法は以下のとおりです。

(出典記載例)

出典:瀬戸内海国立公園公式 Facebook(<https://www.facebook.com/setonaikai.np.0316/>)

イ. コンテンツを編集・加工等して利用する場合は、上記出典とは別に編集・加工等を行ったことを記載してください。また編集・加工等した情報を、あたかも環境省が作成したかのような態様で公表・利用してはいけません。

(コンテンツを編集・加工等して利用する場合の記載例)

「瀬戸内海国立公園公式 Facebook」(<https://www.facebook.com/setonaikai.np.0316/>)をもとに〇〇株式会社作成 等

(2) 第三者が権利を有するコンテンツについて

ア. コンテンツの中には、第三者(国以外の者をいいます。以下同じ。)が著作権その他の権利を有している場合があります。第三者が著作権を有しているコンテンツや、第三者が著作権以外の権利(例:写真における肖像権、パブリシティ権等)を有しているコンテンツについては、特に権利処理済であることが明示されているものを除き、利用者の責任で当該第三者から利用の許諾を得てください。

イ. コンテンツのうち第三者が権利を有しているものについては、出典の表記等によって第三者が権利を有していることを直接的又は間接的に表示・示唆しているものもありますが、明確に第三者が権利を有している部分の特定・明示等を行っていないものもあります。利用する場合は利用者の責任において確認してください。

ウ. 第三者が著作権等を有しているコンテンツであっても、著作権法上認められている引用など、著作権者等の許諾なしに利用できる場合があります。